

2 高齢者保健福祉・介護保険の

ページ

在宅支援サービス

安心支援

ひとり暮らし高齢者や認知症の方等が安心して生活を送ることができるように、安否確認や孤独感の解消、認知症になっても住みやすい地域を目指し各種支援を行っています。

1 ひとり暮らし高齢者等登録制度

担当／福祉総合相談課

◇開始時期／平成 12 年度

◇対象者／市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らしの方等

◇内容／登録者の情報を地域での見守りに活用、豊田市消防本部に登録

◇登録の種類／●**介護認定のないひとり暮らし高齢者**

・65 歳以上の単身世帯者で、同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない方で、介護保険の認定を受けていない方

●**介護認定のあるひとり暮らし高齢者**

・65 歳以上の単身世帯者で、同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない方で、介護保険の認定を受けている方

●**介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準じて認定する世帯（準世帯）**

・65 歳以上の高齢者世帯において、介護保険における「要介護 4」以上の認定を受けている方がいる世帯

・65 歳以上の方で介護保険の認定を受けている方が、在宅重度心身障がい者又は中学生以下の児童のみと同居している世帯

◇利用申請／各地域包括支援センター及び民生委員

2 緊急通報システム設置

担当／高齢福祉課

◇対象者／要介護認定及びひとり暮らし高齢者等登録がある方のうち、市が定める特定疾患(呼吸器・循環器系等)がある方

◇内容／緊急通報システムの設置

◇設置費用／所得税非課税者…市が負担、所得税課税者…対象者が負担

◇利用申請／各地域包括支援センター・高齢福祉課

3 福祉電話訪問

担当／高齢福祉課

◇対象者／要介護認定及びひとり暮らし高齢者等登録がある方

◇内容／安否確認及び孤独感の解消のために、週に 1 度電話訪問を実施する。

◇利用申請／各地域包括支援センター・高齢福祉課

4 福祉電話回線の貸与及び電話基本料金補助

担当／高齢福祉課

◇対象者／要介護認定及びひとり暮らし高齢者等登録がある方のうち、福祉電話訪問を希望される方で、自宅に電話が無い市民税非課税世帯

◇内容／電話回線の貸与及び電話基本料金の補助

◇利用申請／各地域包括支援センター・高齢福祉課

5 避難行動要支援者名簿制度

担当／福祉総合相談課

- ◇開始時期／平成 16 年度（平成 26 年度に制度改正）
 - ◇対象者／在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者
 - ・介護保険における要介護 3～5 の認定者
 - ・ひとり暮らし高齢者等登録者
 - ・豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
 - ・身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが 1 級～2 級の者
 - ・上記に準ずる者で登録を希望するもの（老夫婦世帯、老々介護世帯など）
 - ◇内容／災害が発生した際に、避難することに特に支援が必要とされる方（避難行動要支援者）の情報を平常時から地域関係者へ提供し、災害時の避難支援体制を構築する。
※ただし、平常時に地域関係者へ情報提供するためには本人の同意が必要
 - ◇相談窓口／福祉総合相談課
-

6 日常生活自立支援事業

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 11 年度
 - ◇対象者／豊田市内に居住し、在宅で生活をしている方及び入院・施設入所している（要相談）で判断能力の不十分な認知症高齢者等（事業の契約を結ぶ能力が必要）
 - ◇内容／日常的金銭管理・福祉サービスの利用援助・預金通帳等の重要書類等の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受け際には利用者負担（1 回 1,200 円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預ける場合は月額 250 円必要
-

7 成年後見制度利用支援事業

担当／福祉総合相談課

- ◇開始時期／平成 15 年度
 - ◇対象者／判断能力の不十分な認知症高齢者等
 - ◇内容／成年後見制度の利用手続をしてくれる親族がいないときに、親族に代わって手続を行う。また、制度利用に必要な費用を支払うことが困難な人に対して、その費用の助成を行う。
-

8 お元気ですかボランティア事業

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／ひとり暮らし高齢者等で孤独感があり、話し相手を必要とする方等
 - ◇内容／・ボランティアによる訪問及び傾聴
・お元気ですかボランティアの養成
 - ◇利用申請／高齢福祉課、各地域包括支援センター
-

9 認知症サポーター養成講座

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／市民、生活関連企業・団体等に携わる人、学校関係者 など
- ◇内容／認知症に対する正しい知識を学び、認知症の人とその家族の応援者（サポ

ーター) を養成

◇相談窓口／高齢福祉課、各地域包括支援センター

10 認知症サポーターステップアップ講座

担当／高齢福祉課

◇対象者／認知症サポーター養成講座の受講修了者

◇内容／認知症の知識を深め、認知症サポーターからステップアップした、地域で活動できるサポーターを育成

◇相談窓口／高齢福祉課、各地域包括支援センター

11 認知症カフェ登録事業

担当／高齢福祉課

◇内容／認知症の人が安心して出かけられる場や、家族の介護負担の軽減等を図る場として、談話・交流、レクリエーション等を行っている認知症カフェを登録して広く周知

12 若年性認知症本人・家族会

担当／高齢福祉課

◇対象者／認知症発症が65歳未満の人とその家族

◇内容／同じ経験を持つ人同士の交流、専門職による相談会など

13 認知症初期集中支援推進事業

担当／高齢福祉課

◇対象者／次の各号の全てを満たす者

①豊田市内に在宅で生活していること

②40歳以上であり、認知症が疑われる者又は認知症の者

③次のいずれかに該当すること

・医療、介護サービスを受けていない又は中断している者で以下のいずれかに該当する者

・認知症疾患の臨床診断を受けていない者

・継続的な医療サービスを受けていない者

・適切な介護サービスに結び付いていない者

・介護サービスが中断している者

・医療、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

◇内容／複数の専門職がチームとなり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、適切な医療・介護サービスにつなげ、自立生活に向けた支援を一定期間集中的に実施

◇相談窓口／各地域包括支援センター

14 認知症地域支援推進員の設置

担当／高齢福祉課

◇内容／認知症の人やその家族への支援、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携支援を行う推進員を設置

◇相談窓口／各地域包括支援センター

15 豊田市ささえあいネット

担当／高齢福祉課

◇内 容／高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者に対する日頃の見守り、行方不明時の情報の提供、虐待などの課題の早期発見のため地域に密着したネットワークを構築しています。

①高齢者見守りほっとライン

地域にある商店や医療機関などを関係協力機関として登録、関係協力機関は日々の活動の中で高齢者に関して気がかりなことを感じたら、担当地区の地域包括支援センターや高齢福祉課に連絡します。地域包括支援センターや高齢福祉課では、情報等を確認の上、必要な対応を行います。

②みまもりほっとパーキング事業

「豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～」事業の仕組みを活用して、協力機関の駐車場を貸してもらう「みまもりほっとパーキング事業」を行っています。この取組を進めることで、市の職員や関係機関等が地域の高齢者等を訪問する際に利用できる駐車場が確保され、支援の円滑化や異変の早期発見等につながることを期待されます。

③徘徊・見守りSOSネットワーク

徘徊高齢者家族支援サービス事業による「見守り安心マーク」や「事前登録制度」、「かえるメールとよた」を活用します。また、地域と基幹包括支援センター、地域包括支援センターが中心となって共働で実施する「徘徊高齢者検索模擬訓練」を行います。

16 高齢者虐待の防止等に関する相談窓口

担当／福祉総合相談課、介護保険課

◇内 容／虐待に気づいた人は、法律により市への通報義務(又は通報の努力義務)があります。高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等を促進することにより、高齢者の権利利益の擁護を図ります。

なお、高齢者虐待とは、以下のようなものです。

- ①高齢者に暴行を加える身体的虐待
- ②養護を著しく怠る介護放棄（ネグレクト）
- ③暴言や拒絶的な対応を行う心理的虐待
- ④わいせつな行為を行う性的虐待
- ⑤高齢者から不当に財産上の利益を得る経済的虐待 など

◇相談窓口／各地域包括支援センター・福祉総合相談課

17 介護保険出前講座

担当・窓口／介護保険課

◇対 象 者／一般市民

◇内 容／介護保険制度や生活支援サービス等について豊田市の介護保険・高齢者福祉ガイドブックを使って解説します。

◇方 法／希望に応じて介護保険や高齢者施策の説明に伺います

生活支援

日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援を行っています。

1 生活支援員派遣事業

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 20 年度（平成 27 年度事業内容変更）
 - ◇対象者／豊田市内に居住し、親族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体の不自由な高齢者及び豊田市生活困窮者自立支援事業決定者
 - ◇内容／生活支援員を派遣し、日常生活に必要な各種手続、日常的金銭管理、預金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1回 1,200 円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預かる場合は月額 250 円必要
-

2 生活管理指導短期宿泊事業

担当・申請先／福祉総合相談課

- ◇対象者／市内に居住するおおむね 65 歳以上の方で、介護保険制度で要介護の対象とならない次のいずれかに該当する方
 - ①日常生活を営むことに支障があるために見守り等を必要とする方
 - ②基本的な生活習慣が欠如し、支援・指導が必要な方
 - ◇内容／7 日間以内の宿泊で、必要に応じ生活習慣指導を行う。
 - ◇利用方法／年度内に 2 回までの利用が可能。健康診断書が必要
 - ◇実施施設／養護老人ホーム若草苑
 - ◇利用料／1,720 円/日
-

3 高齢者緊急短期入所事業

担当・申請先／福祉総合相談課

- ◇対象者／市内に居住する高齢者等で介護者の緊急事態のため、介護保険での短期入所サービス確保が難しい方(状態によっては、対応できない場合がある)
 - ◇内容／7 日間以内の宿泊で、必要に応じ生活の見守りを行う
 - ◇利用方法／年度内に 2 回までの利用が可能。健康診断書が必要
 - ◇実施施設／養護老人ホーム若草苑
 - ◇利用料／1,720 円/日
-

4 「食」の自立支援事業(配食サービス)

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／安否確認が必要で調理等が困難な 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の方
 - ◇内容／栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認
 - ◇自己負担／1 食につき 300 円～(1 日 1 食のみ)
 - ◇利用申請／各地域包括支援センター・居宅介護支援事業所
-

5 寝具貸与・クリーニング事業

担当・申請先／介護保険課

◇開始時期／平成 15 年度

◇対象者／・介護保険の要介護 1 以上の認定を受けた方

・65 歳以上で、日中主に車いす又はベッド上で生活する方（障がい高齢者日常生活自立度 B 又は C に該当する方）

◇内容／独居等により衛生管理が困難な方のうち、在宅で介護を受ける高齢者等に寝具の貸与・交換又は自己所有の寝具クリーニングに係る費用の一部を助成する。

◇自己負担／利用料(上限 5,000 円)の 1 割

6 訪問理美容サービス事業

担当・申請先／高齢福祉課

◇対象者／外出して一般の理美容サービスを利用することが困難な在宅の方で、要介護認定の要介護 3 から要介護 5 の認定を受けている方

◇内容／理美容師の出張費相当額を助成（散髪などにかかる費用は自己負担）

7 ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

担当／高齢福祉課

◇対象者／要介護認定を受けている 65 歳以上の在宅の方で次に掲げる方

①ひとり暮らし

②同居している人及び同一敷地内又は隣地に居住する親族が以下に掲げる方のみの方

(ア) 要介護認定を受けている方

(イ) 障がい者タクシー料金助成の対象者

(ウ) 普通自動車運転免許を持っていない方

③家族等が同居、同一敷地内及び隣地に居住している場合であっても、仕事等による外出のため、①又は②に掲げる方のみである世帯

◇内容／日常生活に介護又は支援を要し、移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らしなどの高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する。

◇助成額／タクシー助成券 16,000 円/年

◇利用申請／民生委員、対象施設職員

8 低所得者利用者支援

担当・申請先／介護保険課

◇開始時期／平成 21 年度

◇対象者／介護保険の認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、市民税非課税世帯に属し、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方(ただし、生活保護受給者を除く。)

◇内容／訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護(予防を含む)、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスの利用に係る利用者負担額の 2 割を助成（上限 3,000 円/月）

9 すこやか住宅リフォーム助成

担当・申請先／介護保険課

- ◇開始時期／平成 12 年度
- ◇対象者／介護保険認定者のうち在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が 1 割の方
- ◇対象工事／対象者の住宅において介護上の理由があると認められた工事（介護保険の住宅改修優先）
- ◇助成額／対象工事費（上限工事金額 200,000 円）の 9 割（上限に至るまでは複数回利用可能。）
- ◇申請方法／着工前に事前の確認申請、完成後に支給申請の 2 回申請が必要

介護者支援

在宅で高齢者等を介護している家族等の身体的、精神的な負担軽減を図るための支援を行っています。

1 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

担当・申請先／高齢福祉課

- ◇対象者／市内に住所を有し、在宅で生活する方で次の各号のいずれかに該当する方
 - ア 65 歳以上の方
 - イ 身体障がい者手帳を所持する方
 - ウ 療育手帳を所持する方
 - エ 精神障がい者保健福祉手帳を所持する方
 - オ 65 歳未満で、介護保険制度の要支援・要介護に該当する方
 - ◇利用者／対象者を在宅で介護している市内在住の家族等
 - ◇内容／徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度：行方不明になる可能性のある人の情報を登録して警察、消防、地域包括支援センターと民生委員に提供し、見守りにつなげる。
見守り安心マーク：事前登録の登録番号等を書いて高齢者本人の衣服に貼れる名札を配布。
かえるメールとよた：行方不明高齢者情報を登録者にメール送信するほか、ひまわりネットワーク(字幕)、ラジオ・ラビート放送でも情報発信する。
個人賠償責任保険：他人の財物を壊す等により、法律上の賠償責任を負う場合、保険金額 1 億円を限度に補償する。
徘徊者搜索機器利用促進補助金（GPS 機器助成）：市が指定した GPS 機器の導入費用を全額補助する。（上限 22,000 円）
-

2 家族リフレッシュショートステイ利用費助成

担当・申請先／介護保険課

- ◇開始時期／平成 21 年度
 - ◇対象者／介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、支給限度額を超えてショートステイを利用した方
 - ◇内容／介護保険の給付の支給限度額を超えたショートステイ利用額の一部を助成
 - ◇利用限度／1 年に 5 日まで
-

3 認知症介護家族会

担当/高齢福祉課

- ◇対象者/認知症の人を介護している家族（施設入所中や過去に介護していた家族も可）
- ◇内容/専門職等による講話、介護者同士の交流会等
- ◇相談窓口/基幹包括支援センター

予防支援

いつまでも健康で自立した生活を継続できるように、介護予防の視点から身体機能の維持や閉じこもり防止を目的としたサービスを行っています。

1 元気アップ教室（無料）

担当/地域保健課

- ◇対象者/65歳以上の市民
ただし要介護認定（要介護1～5）を受けている方や医師より運動制限を受けている方は対象外
- ◇内容/自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行う。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援する。

2 地域介護予防活動支援事業

担当/地域保健課

- ◇対象/元気アップ教室等を終了した自主活動グループ
- ◇内容/運動指導、交流会等
- ◇場所/自治区区民会館、公共施設等
- ◇講師/健康づくりリーダー等

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

担当/地域保健課

- ◇開始時期/令和4年度
- ◇対象者/後期高齢医療制度の被保険者
- ◇内容/後期高齢者医療広域連合から委託を受け、地域の健康課題の分析とそれに対する保健事業として、個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行う

4 出前健康講座（生涯学習出前講座）（無料）

担当/地域保健課、保健部総務課

- ◇対象者/一般市民
- ◇内容/高齢者の健康管理、介護予防、栄養、歯科等についての講話や体操等
- ◇場所/交流館、区民会館等(地域、団体等からの依頼により随時開催)
- ◇方法/実施日の2か月前までに申込み

5 シルバーカー購入費助成事業

担当・申請先/高齢福祉課

- ◇対象者/市内に住所を有し、足腰の衰え等により歩行に不安のある65歳以上の方
- ◇助成額/購入費の2分の1(上限10,000円)
- ◇その他/対象者1人につき1回

6 車椅子の貸出

担当/市社会福祉協議会

- ◇開始時期/昭和 49 年度
- ◇対象者/自宅で一時的に車椅子を必要とする方
- ◇貸出期間/1 か月以内
- ◇申請窓口/福祉センター、社協各支所、出張所、障がい者福祉会館及び豊寿園で貸出

7 車椅子用福祉車両の貸出

担当/市社会福祉協議会

- ◇対象者/市内に住所を有する車椅子利用者の方
- ◇貸出期間/3 日間以内
- ◇費用/使用料は無料。1 kmあたり 10 円の燃料代が必要
- ◇申込方法/利用許可申請書を提出(1 か月前から予約可能)
- ◇その他/運転手は普通車運転免許証を取得後 6 か月以上経過している方(利用者で確保すること)。福祉センター、社協各支所及び豊寿園で貸出(車種、定員は窓口により異なる)。

生きがい支援

高齢者の長寿をお祝いするとともに、地域で生きがいをもって生活するための諸活動への支援を行います。

1 敬老祝金

担当/高齢福祉課

- ◇贈呈月/9月
- ◇対象者・額/

贈呈対象者	贈呈金額
満 80 歳・満 90 歳	5,000 円
満 100 歳	20,000 円

2 高齢者憩の家助成事業

担当/市民活躍支援課

- ◇開始時期/昭和 44 年度
- ◇対象者/高齢者クラブ、自治区、憩の家の利用者によって構成する利用者団体等
- ◇内容/高齢者の教養の向上、地域との交流、レクリエーション活動等の場
- ◇助成/備品購入費補助金 上限 10 万円、補助率 50%以内
開所回数に応じて 10 万 4 千円または 6 万 5 千円の運営費補助金有り

3 高齢者クラブ助成事業

担当/市民活躍支援課

- ◇開始時期/昭和 40 年度
- ◇対象/①豊田市高齢者クラブ連合会 ②地区高齢者クラブ連合会
③単位高齢者クラブ
- ◇助成額/①運営費 補助限度額 会員数×90 円 補助率 80%以内
事業費 補助限度額 250 万円 補助率 80%以内
②事業費 補助限度額 28 万円/地区 補助率 80%以内

- ③高齢者活動事務交付金 交付金額は会員数・委員選任数・高齢者憩の家開設の有無等による

4 高齢者作品展

担当／市民活躍支援課

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対象者／市内在住の 60 歳以上の人
- ◇内容／洋画、日本画、書道、手芸、写真、工芸などの作品展示
- ◇開催時期／毎年 1 月頃
- ◇会場／市民文化会館

5 高齢者能力活用推進事業(シルバー人材センターの運営事業)

担当／市民活躍支援課

- ◇開始時期／昭和 55 年度
- ◇内容／高齢者等の豊かな経験や能力を活かし、就労を通じて自らの生きがいの充実や福祉の増進を促進する。

6 地域ふれあいサロン

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 12 年度
- ◇対象者／地域住民。高齢者をはじめ年齢や性別を問わずどなたでも
- ◇実施主体／自治区等地域を活動範囲とする組織
- ◇実施場所／自治区の集会施設等
- ◇内容／軽体操、ゲーム、レクリエーション、脳トレなどの活動をお手伝いしながら生きがいづくり、健康づくりの活動を支援する。

住宅サービス

高齢者向けの住まいの確保のための支援を行っています。

1 高齢者生活支援ハウス

担当／総務監査課

- ◇開設年／平成 7 年
- ◇対象者／ひとり暮らし等で生活に不安のある 65 歳以上の者
- ◇施設概要／稲武福祉センター(桑原町)に併設され 10 の居室を備えており、生活援助員が各種相談や助言、緊急時の対応等を行っている。
- ◇費用負担／利用料金は、所得に応じて月額 0 円から 50,000 円。他に光熱水費の納付が必要。
- ◇利用申請／稲武福祉センター TEL 82-2068

2 シルバーハウジング

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／65 歳以上の単身世帯、65 歳以上の高齢夫婦世帯(配偶者は 60 歳以上)又は 65 歳以上の親族からなる二世帯(同居者は 60 歳以上)
- ◇入居資格／次のいずれにも該当する方
 - ・公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること

- ・現に住宅に困窮していることが明らかなこと
 - ・日常生活(歩行、自炊、食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のないこと
- ※詳細は各住宅設置者の規程による

- ◇内 容／生活援助員による安否確認、生活相談、緊急時対応及び緊急通報用装置の貸与・設置
- ◇費用負担／住宅家賃とは別に、生活援助員派遣等のサービスに対し、所得に応じて費用負担が必要
- ◇利用申請／市営住宅管理事務所 TEL 36-0655、県営住宅管理事務所 TEL 34-2001
- ◇住宅概要／下表のとおり (令和4年4月現在)

住宅名	設置者	入居窓口	シルバーハウジング 開設戸数	所在地
県営渋谷住宅	愛知県	県住宅管理事務所	20戸	渋谷町 3-980-20
市営東山住宅	豊田市	市住宅管理事務所	12戸	東山町 2-1551-1
県営宮口上住宅	愛知県	県住宅管理事務所	18戸	朝日町 4-12-1
県営手呂住宅	愛知県	県住宅管理事務所	15戸	手呂町樋田 138-1
市営市木町住宅	豊田市	市住宅管理事務所	8戸	市木町堂外戸 1
市営美和住宅	豊田市	市住宅管理事務所	22戸	美和町 2-3
県営初吹住宅	愛知県	県住宅管理事務所	27戸	京ヶ峰 1-1-1
県営上郷住宅	愛知県	県住宅管理事務所	14戸	上郷町会下山 93

介護保険のサービス

担当／介護保険課

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。

- ◆要介護認定により、状態に応じて、要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 までの要介護度が決まります。非該当になることもあります。
- ◆要介護度により利用可能なサービスが異なります。
- ◆居宅サービスと施設サービス等、サービスの種類によっては、同時に利用できないサービスがあります。

要介護認定を受けていない場合や非該当の場合は、介護保険のサービスは利用できません。ただし、事業対象者（基本チェックリスト該当者）は、介護予防・生活支援サービスの利用が可能です。

◇認定申請／介護保険課・支所(旧町村のみ)

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護保険施設による代行申請も可能です。

◇基本チェックリスト申請／介護保険課

地域包括支援センターも実施可能です。

居宅サービス・介護予防サービス

- ◆要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 に該当する全ての方が利用できます。
 サービスを利用するには、居宅サービス計画の作成が必要となります。
 (サービス計画は、要支援 1、要支援 2 の方は地域包括支援センター、
 要介護 1～要介護 5 の方は居宅介護支援事業所が作成します。)

1 訪問通所サービス

◎訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事などの援助を行います。

◎訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

◎訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師などが家庭を訪問し、看護をします。

◎訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。

◎通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、食事・入浴・日常動作訓練などが受けられます。

◎通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる機能訓練が受けられます。

◎福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある人に対し、車いすなど福祉用具の貸与が受けられます。

利用可能介護度	要支援 1 以上	要介護 2 以上	要介護 4 以上
用具種目	○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ	●車いす(付属品) ●特殊寝台(付属品) ●床ずれ防止用具 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く。) ●体位変換器	◎自動排泄処理装置

2 短期入所サービス(ショートステイ)

◎短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期入所して、必要な介護サービスが受けられます。

◎短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期入所して、必要な介護サービスが受けられます。

その他の居宅サービス・介護予防サービス

◆要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 に該当する全ての方が利用できます。

1 福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽などの福祉用具購入費を支給します（1年につき10万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。）。

2 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの住宅改修費を支給します(工事着工前に事前確認が必要となります。20万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。)

3 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。

4 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどで介護サービスが受けられます。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（対象：認知症で要支援 1 以上）

認知症の人へのデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

(サービスを利用するには、居宅サービス・介護予防サービスと同様に居宅サービス計画の作成が必要となります。)

2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（対象：認知症で要支援 2 以上）

認知症のため介護が必要な人が、5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（対象：原則要介護 3 以上※）

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活で常に介護が必要な人で在宅での介護が困難な場合に入所する施設です。

4 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（対象：要支援 1 以上）

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

5 地域密着型通所介護（対象：要介護 1 以上）

定員 18 人以下のデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（対象：要介護 1 以上）

日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時の対応により訪問介護、訪問看護が受けられます。

7 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

★令和5年4月1日現在 未整備のサービス★

1 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回や随時の対応により夜間専用の訪問介護が受けられます。

施設サービス

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (対象：原則要介護3以上※)

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練などのサービスが受けられます。

2 介護老人保健施設(老人保健施設) (対象：要介護1以上)

病状が安定している方が入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリを中心としたサービスが受けられます。

3 介護医療院 (対象：要介護1以上)

長期にわたり療養が必要な方が入所し、医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）は、原則として要介護3以上の人が対象となります。ただし、要介護1又は2の人であっても、施設以外での生活が著しく困難であると認められるときには、特例的に入所できる場合があります。

介護予防・生活支援サービス

◆対象は、要支援1・2又は介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストで事業の対象と判断された人）

1 訪問型サービス

(1) 介護予防訪問サービス（従来の介護予防訪問介護と同じサービス）

訪問介護事業所による身体介護や生活援助

(2) 生活支援訪問サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活援助

2 通所型サービス

(1) 介護予防通所サービス（従来の介護予防通所介護と同じサービス）

通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護、その他趣味活動等

(2) 生活支援通所サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による軽体操や趣味活動等

豊田市特別給付

- ◆要介護 1～要介護 5 の要介護認定者のうち、居宅において介護を受けている方が利用
できます。

1 おむつ購入費の支給

上記要件を満たした利用希望者に「おむつ購入費の支給」(利用券の交付)を行っています。利用券は、市の登録事業者(薬局等)で使用可能です。利用券は原則、ケアマネジャーが交付しますが、他に居宅サービスの利用がない方は、市の窓口で交付します。

- ◇限度額/月額 3,000 円
- ◇利用負担/自己負担 1 割
- ◇利用申請/介護保険課

こんな窓口、こんな施設

所在地やその他施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 地域包括支援センター

介護などの相談は、地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口としてお手伝いします。

豊田市内には 28 か所の地域包括支援センターがあります。担当地区の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

※詳細は「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

2 豊田市福祉就業センター ふれあいの家(喜多町・TEL 31-1007)

高齢者および障がい者が就業活動を通じて社会参加するなど、生きがい活動を推進する施設です。

- ◇設置/運営/豊田市/公益社団法人 豊田市シルバー人材センター
- ◇開設年/平成 3 年
- ◇利用時間/午前 9 時～午後 4 時 30 分
- ◇休館日/土曜日、日曜日、祝日、年末年始

3 豊田市福祉就業センター やまむろ 山室花はうす(室町・TEL 58-3055)

高齢者が草花を栽培するという就労活動を通じて社会参加するなど、生きがいと健康づくりを推進するための施設です。※利用の場合は「ふれあいの家」事務所に登録する。

- ◇設置/運営/豊田市/公益社団法人 豊田市シルバー人材センター
- ◇開設年/平成 9 年

4 公益社団法人 豊田市シルバー人材センター(喜多町・TEL 31-1007)

高齢者の多様な経験を生かし、臨時的・短期的な就労を通じた「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」のため、就労の機会を提供します。

◇開始時期／昭和 55 年度

◇対象者／おおむね 60 歳以上の人

◇仕事内容／・受託事業(草刈り、剪定、清掃、障子・ふすま張り、家事援助、大作業、筆耕等)

・独自事業(あしたば学習クラブ、山室花はうす、おしゃれ工房ソーイング、きのこ栽培等)

5 豊田市老人福祉センターぬくもりの里 (池島町・TEL 68-3890)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年／平成 12 年

◇利用時間／・老人福祉センター 午前 8 時 30 分～午後 5 時

・老人デイサービスセンター 午前 10 時～午後 4 時

◇休館日／・老人福祉センター 日曜日、年末年始

・老人デイサービスセンター 日曜日、年末年始

6 豊田市百年草(足助町・TEL 62-0100)

デイサービス事業、宿泊、高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(株)三州足助公社・(社福)豊田市社会福祉協議会 (老人デイサービスセンターのみ)

◇開設年／平成 2 年

◇利用時間／・老人福祉センター 午前 9 時～午後 9 時

・老人デイサービスセンター 午前 10 時～午後 4 時

・Z i Z i 工房 午前 9 時～午後 4 時

・バーバラはうす 午前 8 時 30 分～午後 4 時

・ホテル百年草 午後 3 時～利用終了日午前 10 時

◇休館日／水曜日(老人デイサービスセンターは日曜日、年末年始)

7 豊田市稲武福祉センター(桑原町・TEL 82-2068)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、生活支援ハウス、高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年／平成 7 年

◇利用時間／・生きがいセンター 午前 9 時～午後 5 時

・老人デイサービスセンター 午前 9 時 40 分～午後 3 時 40 分

・生活支援ハウス 終日

- ◇休館日／・生きがいセンター 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ・老人デイサービスセンター 土曜日、日曜日、年末年始
 - ・生活支援ハウスは無休
-

8 豊田市小原福祉センターふくしの里(沢田町・TEL 65-3350)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、浴室、福祉団体の活動の場を提供する施設です。

- ◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会
 - ◇開設年／平成10年
 - ◇利用時間／・福祉センター 午前9時～午後5時
 - ・老人デイサービスセンター 午前10時30分～午後3時30分
 - ・浴室 午前10時～午後4時
 - ◇休館日／日曜日、祝日、年末年始
-

9 豊田市下山保健福祉センターまどいの丘(神殿町・TEL 90-4005)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

- ◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会
 - ◇開設年／平成12年
 - ◇利用時間／・保健福祉センター 午前9時～午後5時
 - ・老人デイサービスセンター 午前10時～午後4時
 - ・生きがい活動センター 午前9時～午後9時
 - ・健康の森 午前9時～午後5時
 - ◇休館日／・保健福祉センター 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ・老人デイサービスセンター 日曜日、年末年始
 - ・生きがい活動センター 年末年始
 - ・健康の森 年末年始
-

10 豊田市藤岡福祉センターふじのさと(藤岡飯野町・TEL 76-3606)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場を提供する施設です。

- ◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会
- ◇開設年／平成8年
- ◇利用時間／・福祉センター 午前9時～午後5時
- ・老人デイサービスセンター 午前10時15分～午後3時15分
- ◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始